

平成18年度予算を可決

一般会計の予算総額は前年比5.4%減の111億1,300万円

平成18年第2回町議会定例会が、3月1日から9日までの9日間開かれました。

今回の定例会では、松田町長が平成18年度の施政方針を述べるとともに、平成18年度一般会計予算および特別会計予算など28の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決されました。



議会 定例会

施政方針

(一部抜粋)

はつめい

美郷の町づくり元年と位置づけて臨んだ平成十七年度は、まずは枠組みづくりの年として、町の体制確立や施策の骨格構築、地域融和に向けた取り組みを具体化する年でした。町議会及び農業委員会の改選や美郷町総合計画をはじめとする各種計画の策定、地域間差異のある事業の調整及び町民憲章や町民歌など町のシンボルづくりなどに取り組みを重ねてまいりました。

町政運営の方針

こうした取り組みを踏まえて迎える平成十八年度は、まずはそれぞれの分野で策定した各種計画との整合を踏まえながら、町づくりの根幹である美郷町総合計画の着実な推進を図るとともに、地域の一層の一体化を意識して取り組みを重ねてまいりたいと存じます。

また、年々厳しさを増す財政環境を見通し、財政面での合併効果の早期実現に留意していくとともに、自主財源の確保にも意を

払ってまいります。さらに、合併によって顕在化した行政課題にも積極的に取り組んでまいれる所存です。

こうした方針の具現化にあたっては、基本的に町民理解のもとで進んでいくよう、引き続き各種情報の共有化に意を払うほか、地域状況を踏まえながら、地域間バランスにも留意する観点を大切にしてまいりたいと存じます。

また、具体の事務事業の推進にあたっては、効率的な美郷スタイルの事務処理方式を確立していくよう留意するとともに、職員資質の向上や組織機構の見直し等にも意を払ってまいります。

その上で、目標である「町民の誰もが住んでよかった、住みつけたいと思えるまち」をめざしてまいりたいと存じます。

十八年度予算編成の留意点等

以上のような町政運営の方針を踏まえた十八年度の予算編成にあたっては、次のような点に留意してまいります。

まず一般会計の歳入についてですが、歳入の大半を占める地方交付税については、平成十八年度地方財政対策の状況を参考にするともに、不測の事態の財政需要にも対応できるよう、一定の留保に配慮しております。

また、自主財源については、平成十七年度の状況等を踏まえたほか、三位

一体改革で削減される国庫支出金等についても、各般の情報をもとに適正に計上いたしております。

また、町債については、起債残高を増高させないこと、および適債性のある事業にはできる限り活用することとし計上しております。

また、繰入金については、基金残高に留意し、歳入の不足分について財政調整基金などを取り崩しております。特別会計の歳入については、国の制度改正等を踏まえたほか、使用料や国・県支出金等についても各般の情報を踏まえ、適正に計上するように留意しております。

歳出については、昨年度の経常収支比率を踏まえ、経常経費の抑制に努め、できる限り政策経費を確保するように留意しております。

また、政策経費については、国や県の政策展開方向を踏まえたほか、旧町村で未着手であった喫緊の課題にもできる限り、美郷町として対応するよう留意しております。

また、投資的事業については継続事業を優先させるとともに、新規事業については、各地域の整備水準を踏まえながら地域バランスにも配慮してまいります。

また、各分野における施策選択については、特に地域融和の推進、水環境の保全の推進、ボランティア活動の推進、食育の推進、農・商・工の連携活動の推進につながる施策を優先するよ

う、意を払っております。

おわりに

合併で誕生した自治体の将来の地域発展には、何より早期の地域一体感の

醸成と正確な現状認識が肝要と存じます。そのため、地域全体を見渡しなが
ら、透明性を重視しながら適正に推進し、地域間及び住民・行政間の距離感の短縮、ひいては信頼感の強化に努め

るとともに、各般の取り組みを重ねる過程で、折に触れて正確な町の現状を説明し、町民理解をいたたくよう意を尽くしてまいります。「美郷がいちばん、すきです美郷」と言え

る町に向かって、私はじめ職員が一つとなつて努力を重ねるよう改めて決意しております。

可決された主な議案

●美郷町交通安全対策協議会条例の制定について

美郷町の交通安全に関する総合的な施策の審議及び実施を推進するため、美郷町交通安全対策協議会を設置します。

●美郷町犯罪被害者等基本条例の制定について

犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定及び実施します。

※詳しくは29ページをご覧ください。

●美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に鑑み、町職員の給料表の構成及び号給構成の改定、給料月額額の改定、昇給制度の改定に伴い所要の規定を整備します。

●美郷町税条例の一部改正について

普通徴収に係る町民税を納期前納付したることによる報奨金を廃止します。

●美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について

奨学金の貸与額を次のとおり変更するとともに、貸与人数を予算の範囲内とすることとしました。

なお、貸与額については、平成十八年四月一日から貸与する奨学金から適用されます。(表1参照)

●美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について

同公園に「雁の里管理休憩棟」を追加します。

また、パークゴルフ場の使用料を表2のとおり改正します。

●美郷町公園設置条例の一部改正について

「寺町親水公園」(六郷字東高方町39番地)および「かまくら畑公園」(六郷字本道町1-15番地・1-16番地)を追加します。

●工事請負契約の一部変更について

千畑カントリーパーク整備事業のグラウンドゴルフ場整備工事、仙南地区の南千間谷地・元村線道路改良舗装工事、仙南地区の赤城・扇田線道路改良舗装工事に係る契約金額を、それぞれ増額し変更します。

●平成十七年度美郷町一般会計補正予算第十号

歳入歳出それぞれ四億七百一十二万円を追加し、補正後の予算総額を百三十三億四千七百六十三万五千元としました。

表1

奨学金の種類	対象者	金額	
		改正前	改正後
奨学金	高等学校に在学する者	月額 2万円	月額 1万5千円
	高等専門学校または専修学校に在学する者	月額 3万円	月額 4万円
	大学に在学する者	月額3万円、4万円または5万円のいずれかを選択することができる。	
特別奨学金		一時金 10万円、20万円または30万円のいずれかを選択することができる。	廃止

表2

		改正前		改正後	
コース利用	1日	210円		大人	200円
				小・中学生	100円
貸出クラブ	1回	1本	105円	1本	100円
貸出ボール		1個	52円	1個	50円

●平成十七年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第六号

歳入歳出それぞれ八百十五万八千円を追加し、補正後の予算総額を九億一千六百五十八万二千円としました。

●平成十七年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第五号

歳入歳出それぞれ一千七百七十九万八千円を追加し、補正後の予算総額を三億一千二百六十三万四千円としました。

●平成十七年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第三号

歳入歳出それぞれ百八十七万六千円を追加し、補正後の予算総額を一億一千三百六十四万四千円としました。

●平成十八年度美郷町一般会計予算

平成十八年度美郷町国民健康保険特別会計予算

●平成十八年度美郷町老人保健特別会計予算

平成十八年度美郷町簡易水道事業特別会計予算

平成十八年度美郷町下水道事業特別会計予算

平成十八年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算